

# 林野火災注意報・林野火災警報 の運用開始！

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、**令和8年3月1日**から林野火災の予防を目的に、林野火災注意報・警報の運用を開始します。

## ○「林野火災注意報」とは

林野火災の予防上、**注意を要する気象状況**になった場合に発令し、対象区域内における「火の使用の制限」について**努力義務**が課せられます。（火災予防条例第29条の8）

【発令基準】

1月から5月の期間において、**乾燥注意報及び暴風警報の両方**が発表されたとき。

## ○「林野火災警報」とは

林野火災の予防上、**危険な気象状況**になった場合に発令し、対象区域における「火の使用の制限」について、**義務**が課せられます。（消防法第22条第3項）

【発令基準】

1月から5月の期間において、**林野火災注意報の発令基準に加え、少雨に関する気象情報の発表又は火災予防上危険**と認めたとき。

## ○「火の使用の制限」とは

- ①山林、原野等において火入れをしないこと。
- ②煙火(花火等)を使用しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

## ○「火の使用の制限」に従わなかった場合

「**林野火災注意報**」は、**罰則が伴わない努力義務**となります。

「**林野火災警報**」は、火の使用の制限に違反した者に対し、**30万円以下の罰金又は拘留**に処することが消防法で定められています。（消防法第44条第18号）

## ○「発令対象区域」の指定は、

指定区域は設けず、**岩沼市、亘理町、山元町の全域**に対し発令します。

## ○「林野火災注意報・警報」発令時の周知方法

Ｌアラート、各種広報媒体及び必要に応じ消防車での巡回広報にて周知します。

※発令の有無についてはテレビ、ラジオ等の情報を確認するか、最寄りの消防署へお問い合わせください。

 **あぶくま消防本部**

問い合わせ先 予防課 0223-22-5191